



平和条約第四条の解釈  
— 裁明案に対する Comment —

山 下 康 雄

ルの 脳見書は、「裁明案」 Draft Statement of U. S. Position on Interpretation of Article 4 of the Japanese Peace Treaty with respect to Korean-Japanese Claims Settlement に關し、(1) 裁明案にあらわれた平和条約

歸國條に於ける領事裁判を批判し、(2) るの 裁明案を何らかの形で 日韓交渉の base de discussion とした場合、両国間の請求権の処理に鑑し、いかなる点に注意をしなければならぬか、について私見を述べようとするものである。

日韓間の財産請求権問題については、拙稿「在韓日本資産に対する請求権」國際法外交雑誌第五一巻第五号(一九五一年十月号)を参照。本稿付録論文 Title claim to Japanese property in Korea の論文を修正、補足したうえ英訳したものだ。本稿では「付録論文」として引用する。

第一 分析

Draft Statement は、大きくわけて、以下の部分から成り立つ



秘密指定解除

公文書監理室

て S-28。第一の部分は一九五一年四月一十九日の Department of State の Note の再録であつて（第一節）第二の部分は、前記の Note が援用した条約解釈論の説明である。Note は、(1) 平和条約第四条 b 項及び America 軍政令によつて、在韓財産に対する日本国及び日本国民のすべての right, title and interest は divest られ、日本国は、かような財産につゝては valid claim を主張することはできないとした（前段）。同時に、(2) 日本国が平和条約第四条 b 項により有効であると認めた America 軍政令による日本財産の処理は、平和条約第四条 a 項が予定してくる特別取極を考慮するにあたつて、relevant であるとした（後段）。Draft Statement の第二節以下は、前述 Note の見解を、さらに詳しく説明してある。すなわち、第一節は Note の前段を、第三節及び第四節は Note の後段を説明してゐる。

けつかもよし、Note 及び Draft Statement は、これを全体としてみれば、(1) 平和条約第四条の純然たる法律的解釈を述べた部分と、(2) 平和条約第四条 b 項によつて日本側の財産請求権が放棄された事実は、韓国の財産請求権を處理するにあたつて考慮せらるべきものであるところ、Drafters の意向を述べた部分とから成り立つてゐる。わざわざ。

『 そなでまが Note と Draft Statement とが述べてある条約解釈について考へてみよう。結論を先にうえば、十分な法理論が展開されてゐることとなることがである。

〔 Note 前段において、在韓財産に対するすべての right, title and interest が divest われたとしているが、かような語は平和条約第一回条では用ひられてはいるが、第四条の項では用ひられてはゐない。（付録論文第二部 First Argument 参照）。かような語を第四条の項で使用するに至らなんらの支障もなかつたはずである。韓国が條約調印國でなかつたことを理由とする余地はない。現に、中國は條約調印國でなかつたりけれども第二一一条にもとりて、第一回条の利益をうける権利を有する。（第一回条では right, title and interest という語が用ひられてはいる）。したがつて、right, title and interest が韓国に上つて取得されることを明示することは不可能でなく、それをあえて行わざ別の表現（「財産処理の効力の承認」という表現）を用ひたことによって問題がのひる（付録論文第二部 First and Second Arguments 参照）。

II

Draft Statement は あ し て、在韓日本財産を韓國に vest され  
transfer されたと想ぐれども。( 第 II 款 ) しかしながら  
由本國及る日本國政府も又ソ 在韓財産を保有する claim  
放棄せざるを以て。 Vesting & transfer measure が claim (title  
claim し claim for compensation の和) の漸減をめたる。

スルヒテ、英米並の common law 及び war legislation  
並繼りる ( 在韓譲文第 II 款 Fourth Argument の點 ) 。 Vesting  
decree (Vesting Title to Japanese Property within Korea, Ordinance No. 33 of

Dec. 3, 1945. 在韓譲文第 I 款の點 ) & transfer agreement (Initial  
Financial and Property Settlement between U.S. and Korea of Sept. 11, 1948.

セ 譲文第 I 款の點 ) を故題御照 ( control ) は あ し て  
スルヒテ第 II 款 Draft Statement は あ し て、第 II 款  
( 第 II 款 ) 。 す べ て 在韓譲文第 II 款 Fourth Argument 及び Sixth  
Argument の點。

II Draft Statement は あ し て、在韓財産を vest され transfer された。  
其 the establishment of an independent state in Korea.

Please and absolute break of the ties to Japan.

たためであると説明してゐる（第11節）。なるほどその通りであらう。しかし、それは、vesting decree や transfer agreement の立法の理由とはなり得ても、日本の claim が消滅したという解釈の理由とはなり得ない。Draft Statement の論面に従えば、韓國による日本財産の取得は、「非日本化清算」に相当するとさることとなる。Versailles條約における「非ドイツ化清算」Liquidation für Entdeutschung は、新独立国（たとえば Poland）に行なれた。それは新独立国に与けるドイツの経済勢力を一掃するためのものであつた。（拙稿「講和条約と在外資産」講和条約の研究第二部昭和二十六年四三頁参照）。しかしこの場合、ドイツ国民の claim は存続した。すなわちドイツ国民は清算代金に対して清算損害に対し、新独立国に claim をもつてゐた（Versailles 條約第一九七条チ号付錄論文第三部参照）。

Draft Statement は、juridical point of view からすれば、vesting title の question of compensation とを区別することは可能であるとして本題から、日本による Compensation の請求は、

vesting decree, transfer agreement

及び Peace Treaty の文書、

譲與、賜与の incompatible であるとして S.N.Q. は「」と申す

S の地位に incompatible であるとするからにS.N.Q. 私見

もあつてあるべきは、日本の Title claim や claim for compensation

も KJ 諸かの譲與しや vesting decree, transfer agreement

及び

Peace Treaty の文書、譲與及び賜与の incompatible である

S がなされたなら S ( vesting decree ) の文書、譲與及び

賜与 S には也譲與文書 II 及 Four Argument も transfer

agreement の文書、譲與及び賜与 S には也譲與文 Sixth

Argument もまた、Peace Treaty の文書、譲與及び賜与 S

S がなされた譲與文書 II 及 First Argument, Second Argument, Fifth Argument

及び Seventh Argument も 謙讓 )。

たる、ねが方 S がなされた在韓日本資産に就する claim

は半租賃約款回収の項 S がなされた消滅して S がなされた S

だか S がなされた claim for compensation を主張し、賜與の compensation

を要求して S がなされた S がなされた title claim がある

からも S がなされた 在韓日本資産 C return を要求したがむかではだ

C がなされた Draft Statement は點解の外にかかれてくる

と思われる節があるようである。

これを要するに、Note 及び Draft Statement に展開された条約解釈論は、きわめて不完全であつて、わが方の解釈論を完全にくつがえすには不十分であるといわなければならぬ。

〔条約解釈はともかくとして、Note 及び Draft Statement が、韓国側の請求権が、放棄された日本側の請求権の喪失において、'extinguish' satisfy され得ることとしている点は注目すべきことである。」  
ます Note では、日本資産の処理が平和条約第四条の項にあっては、日本によつて承認されたことは、平和条約第四条の項で予定せられてゐる取扱を考慮するにあたつて relevant であるとしている。この用語は、かららずしも明快ではなつが、日本資産処理の効力の本體が韓国請求権の処理と無関係であることを示してゐる。

〔 Draft Statement は前記のことをやうに明確にしてゐる。「かかる請求権（韓国側の請求権）は、在韓日本財産の vesting により、ある程度すでに満足 meet されたことは明らかであるが、、「、「、「と云ふ（第三節）」、また「、「、「日韓両国監の特別取極は、在韓日本資産を韓国政府が引取つたこと（take-over）」により、「対日韓国請求権が消滅され、又は満足させられた限度を決定することとなる」と述べてゐる。（第三節）。従つて両国請求権の相殺は Drafters の意思であつたとさう」と

ができる。それにもかかわらず、平和条約のなかで、そのことを明示できなかつたのは何故であろうか。それは「平和条約中に解決案を規定するためには、十分な事実も、また適用される法理論の十分な分析も持ち合はしてはならない」と判断したからである。この場合、「十分な事実」 sufficient facts を持ち合せていないところは、韓国側の請求権の全ばうがわからなかつたことである。「適用される法理論の十分な分析」 sufficient analysis of applicable legal theories を持ち合せていたことについては、日本と連合国との間の条約によつて、調印国でなく韓国の権利を相殺その他の方法で、処理することができないと考えたためであろう。かようたわけである、「日本の他の旧領土の場合と同様、彼等（drafters）」を全面的に関係国間の取極に委ね」、「第四条で言及された特別取極において、関係当事国は、在韓日本財産が既にvestされたという事實を考慮に入れるであろうと」期待したものであつた。

四 従つてまた Draft Statement は、一九五一年四月二十九日に Note

で、きわめてあざむかな語句 (relevant) を用ひた理由を説明して、「在韓日本財産の処理が、どの程度に、両当事国により、考慮せらるべきであるかについて意見を述べることは適當とは思われない」とし、「特別取極は、関係両國政府間の問題であり、かくの如き決定（在韓日本財産の処理が考慮せらるべき程度の決定）は、当事国自身か又は彼等（の合意）により委任された当局者（arbiter, court of arbitration, PCIA, ICI 等々）が当事国が提出するなどあるべき事実及び適用されるべき法理論を十分に検討した上で、始めてなさるべきものである」（カッコ内は筆者による補足）としたのである（第四節）。

以上によつて、Draft Statement にあらわれた Drafters の意向と期待が明らかになつた。その思考の方式は決して誤りでない。しかし Drafters の意思と期待が果して十分に平和条約の文書に表明されてゐたかについては大いに疑問がある。Drafters の意図と期待が果して前記の如くであるならば、在韓資産に対する日本

側の請求権が消滅したことを明示し、この事実が日韓間の特別取扱で考慮されることを期待する旨を、何故に卒直に平和条約のなかにうたわなかつたのであろうか。たしかに、対日平和条約は、全体として簡単な条文で終始しており一部の条文を余り具体的に書くことは、記述の balance を失することになるかも知れない。しかしそれだからといって Drafter の意思と期待を後から補足せねばならぬようなことでは、賢明な立法ということはできない。しかも、日本側の請求権の消滅を明示し、この事実が特別取扱で考慮されることを期待する旨を条文化することはさほど困難なことでもなければ、さほど長文の条項を要することてもない。

## 第11 結論

Draft Statement の内容に対する分析と批判は前述の如くであるが、この Draft Statement を何らかの形で「日韓交渉の了解事項」とし、又は附議の基礎とすることは、適當であろうか。筆者の答えは肯定的である。

(1) なるほど、Draft Statement は、条約解釈論としてみれば、不完全である。また、立法技術的にみても、問題がある。しかし、Draft Statement は両国請求権の相殺（Compensation）を認めている。少くとも、これを期待している。日本側の請求権が韓国側の請求権を上まわる場合、日本側がその差額を請求できるとを認めているとは受けとれなけれども、かような場合に、韓国側の請求権が相殺によつて消滅することを期待してみると認めてよい。請求権に関し「当事国が提出することあるべき事実及び適用さるべき法理論」（Draft Statement 第四節）のこかんによつては、すなわち、わが方の努力によつては、韓国側の請求権は事实上消滅し去るであろう。そうなれば事实上、請求権の相互放棄と同じ結果になる。

*droit acquis*  
(既得権)

13

〔1〕

Draft Statement は、間接的ではあるけれども、「主権の変動があつても *droit acquis* は尊重されなければならぬ」という

*State succession*

に關する國際法の原則を承認している。それ

は、請求権の相殺を期待していくことから想定できる。このことは韓国側の超法律的・政治的な議論と比較すれば、ひじょうにわが方に有利であろう。韓国側は在韓日本財産は略奪・擲取の結果であつて法律的保護の対象とならぬような議論の立て方をして來た。それにくらべるならば、Draft Statement は、

はるかに、法律的であり *State succession*

の法理を冷静に認

めていて、いささかも感情的なところがない。Draft Statement

は韓国側の超法律的な立論の仕方を抑制する役立つであろう。もどもと、わが方が、在韓日本資産に対する請求権に關し、法理論を開いたのは、在韓日本資産に物をいわせようとしたことにある。在韓日本資産が實際に返還されたり補償されたりすることを期待していたわけではない。Draft Statement が期待している相殺は、まさに、わが方の初めからのねらいであつた。それが実現されるのであれば、請求権の存否は問題となら

なくなるであろう。あとはただ、在韓日本資産をいかに評価するかといふことと韓国側の請求のひとつひとつについて法理的にいかに反駁していくかということについて、事実の調査と法理論の研究を進めることになるであろう。

Draft Statement

以上三つの理由で、筆者は Draft Statement を日韓交渉の了

解事項又は討議の基礎とすることに賛成するものであるが、これに伴い、注意すべき事項を、いくらか次に記してみたい。

(1) おも Draft Statement の性格について考えておく必要がある。

Draft Statement は、条約の一方の当事国による条約解釈を開したものである。従つて、いかなる形で Draft Statement を提出交渉に關係させるかによつてことなるけれども Draft Statement そのものはわが方を拘束するものでない。それは、

条約解釈理論における Travaux préparatoires ですらない。 Travaux préparatoires が条約解釈に及ぼす効力については、常設国際司法裁判所も余り積極的ではなかつた。すなわち、

条約の明文に疑がないとき Travaux préparatoires を考慮して条約を解釈する必要はないとして来た。次に Draft Statement が Drafters の意思を表明してゐる。しかし、条約の明文に表明されていじない Drafters の意思は条約解釈上決定的ではない。条約解釈において決定的なのは条約当事国の意思であつて Drafters の意思ではない。しかも一方の当事国の意思ではなくして当事国全体の意思である。そういうわけで Draft Statement はそれ自身としてはわが方を法律上拘束するものではない。従つて Draft Statement にしてかかる役割をあたえるかは、

今後の問題であるが適宜利用するという方法をとることが望ましいと思われる。

(2)

Draft Statement は、条約解釈論としては日本側の請求権の消滅を主張し、Drafting の沿革のうえからは請求権の相殺を期待している。実際の日韓交渉の過程において、Draft Statement と同様に、請求権の消滅を承認しながらも請求権の相殺を主張するか、それとも請求権の消滅に明白な承認をあたえないで請求権の相殺を主張するかは、いろいろな問題を含む。

(a) 対外的には小笠原や沖縄の問題を念頭におかなければならぬ。平和条約第四条 b 項では韓国だけが問題ではない。小笠原や沖縄も問題になる。Draft Statement のように第四

卷 b 項を解釈すれば、小笠原や沖縄における財産についても請求権を喪失したことになるがそれでよいか。この点は實際にどうなつてゐるか、研究する必要があろう。

(b) 対内的には、在外財産の補償の問題がある。立案中の給付金制度との関係はどうであるか。明示的な請求権の放棄を行つた場合、朝鮮引揚者といろいろな複雑な問題はおこら

ないであろうか。十分に研究する必要がある。

従つて、できることならば請求権消滅の問題に関するかぎり明白な態度をとることを避け、請求権の相殺を close up させることが望ましい。それは、結局 Draft statement を有利に利用することである。

いざれにしても日韓交渉では第四条 a 項に基く最初の特別取扱ができる、それが重要な先例となる。従つて慎重でなければならぬ。特に韓国側の請求権は多岐にわたり（地銀に対する賠償、書籍、美術品、船舶、地図原版等の返還、日銀券及び鮮銀券の賠償、日本人預金に対する請求社債券、公債、各種借入金、各種銀行の本支店為替戻、恩給俸給等々に対する請求）あるものは在韓日本資産の見返り請求であり、あるものは State succession の法理に反し、あるいは朝鮮統治違法論に根拠し、あるものは財産権又は請求権の所在地に関する一般法理に反し、あるものは債務 Nominalism の条理に反し、実に百鬼暗行の有様である。それらの請求を封ずるには、國際法及び國際先例の調査研究を必要とするが、大局的には請求権相殺の線を強く打出すことが重要である。